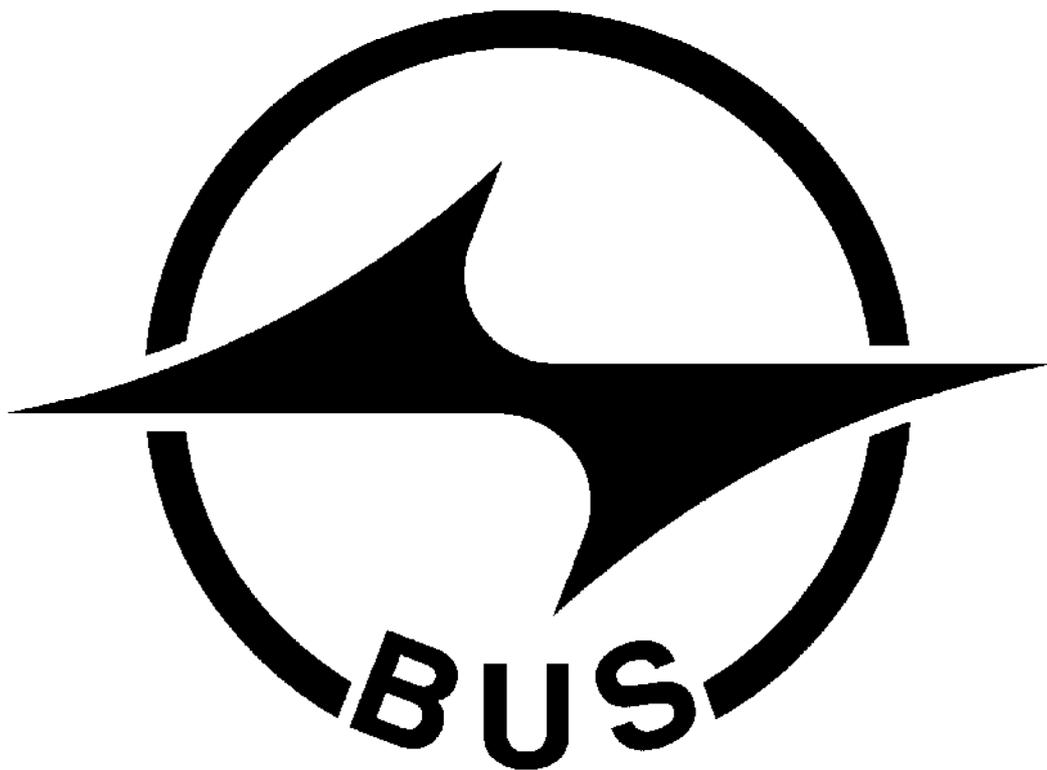


2024年6月30日

運輸安全マネジメントに関する取り組み

京浜急行バスでは、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。



京浜急行バス株式会社

1. 輸送の安全に関する基本方針

(1)取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど現業の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2)会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(これを「Plan Do Check Act」という。)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 安全方針

- 安全をすべてに優先する
- 法令を遵守する
- 確認を徹底する
- 改善を継続する

3. 2023年度 重点項目

- 人身事故防止(車内・歩行者・二輪車)
- 車庫内・駅構内(待機場所等含)での事故防止

4. 輸送の安全に関する目標および達成状況

(1)2023年度 輸送の安全に関する目標の達成状況

輸送の安全に関する目標	2023年度目標設定	達成状況
加害事故全件数	2022年度目標の8%削減	未達
人身事故発生件数	2022年度目標件数	未達

(2)2023年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

加害事故件(車内事故件, 人身事故件), 被害事故件, 車両故障件

(2023年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

事故の種類	2023年度実績	2022年度実績
加害事故	4件	2件
被害事故	2件	2件
車両故障	13件	10件

(3)2024年度 安全方針

- 安全をすべてに優先する
- 法令を遵守する
- 安全確認を徹底する
- 改善を継続する

(4)2024年度 防災方針

- お客様と社員の安全確保を最優先し行動する
- 防災・減災に取り組み, 被害の最小化と早期の運行再開を目指す

(5)2024年度 重点項目

- 交差点における事故撲滅
- 人身事故防止(二輪車・歩行者・車内)
- 車庫内・駅構内(待機場所等含)での事故防止

(6) 2024年度 輸送の安全に関する目標

- ①加害事故全件数を2023年度実績の17%削減
- ②人身事故発生件数を2023年度実績の35%削減

5. 安全管理規程

別紙参照

6. 輸送の安全のため講じた措置および講じようとする措置

(1) 設備投資

- ① 安全性の高い車両 (ASV先進安全自動車・EDSSドライバー異常時対応システム搭載車)
および低公害 (BEV・FCV)・バリアフリー車等順次導入します。



- ② 居眠り防止装置 (スリープバスター) 一部導入済



- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の推進

手洗い, うがい, アルコール除菌の徹底

車内の感染防止対策 (車内換気・光触媒コーティング施工済) の推進

運転席にビニール隔離およびポリカ製の隔壁板 (リムジン車はポリカ製隔壁板のみ)



④輸送の安全に関する支出および投資の実績額

項目	金額(千円)
車両および安全輸送に関する設備費	1,213,654
教育指導および健康管理に関する費用	56,263
総合計	1,269,917

(2)健康管理

- ①乗務員に対し定期健康診断の他、睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査および脳健診等を定期的に実施します。

7. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

安全管理規程 別紙1参照

- (1)安全最優先の原則を維持するため、各会議体・現場巡視等で安全意識の啓発を図ります。



- (2)安全対策サービス向上委員会を中心に情報共有を行い、安全風土の醸成に努めます。



- (3)国土交通省、バス協会、関係団体等通達の実施および協調して事故防止の推進を図ります。

- (4)事故防止サービス向上懇談会の出席率100%を目指し、積極的に安全推進部が関与することにより、事故防止および教育の充実を図ります。

- (5)乗務員の日頃からの健康状態および前日からの健康状態を確実に把握し、健康起因等による事故を防止するため、厳正な点呼を実施します。

- (6)「黄色信号は止まるおよび法定速度の遵守」で当たり前の法令遵守を徹底します。
- (7)マイクの活用および乗客の着席確認を徹底し、車内不確認による人身事故を防止します。
右左折時の横断歩道手前では必ず一旦停止し、歩行者・自転車との事故防止をします。
- (8)危険予知・予測をし、車間距離を十分にとることを徹底し、急ブレーキによる追突および車内人身事故を防止します。
- (9)バイク・自転車とは距離を取り、「無理な追い越しはしない」および「出てくるかもしれない」防衛運転に徹し事故を未然に防止します。
- (10)広角・アンダーミラーの確認を徹底し、発進時および横断歩道右左折時の事故を防止します。
- (11)車庫内・駅構内(待機場所等含)では、周囲の状況を把握してから行動し、特に後退時ではバックカメラの確認を徹底し、事故を防止します。
- (12)事故惹起者および事故多発者に対し、添乗指導教育を強化します。

8. 輸送の安全に関する計画

(1)安全運動

①社長現場巡視(7月・12月)



②春・秋の全国交通安全運動(4月・9月)

③夏季安全輸送サービス向上運動(7月～8月)



④交通安全キャンペーン(7月・12月) 東京・神奈川地区で実施



⑤年末年始安全総点検サービス向上運動(12月～1月)

⑥2023年度マネジメントレビューを安全統括管理者に報告



⑦マネジメントレビューを安全統括管理者から取締役社長に報告



(2)各会議体

本社部門・現業部門による各会議を開催し、情報の共有により、輸送の安全強化を図ります。

①本社部門

・安全対策サービス向上委員会



②本社部門・現業部門間

・バスグループ会議



・安全対策サービス向上委員会 春季大会(秋季大会はコロナウイルス蔓延のため中止)



・事故防止サービス向上委員会



③現業部門

・事故防止サービス向上懇談会



(3) バスドライバー安全運転コンテスト



9. 輸送の安全にかかわる教育および研修の実施状況

(1) 運行管理者

① 運輸安全マネジメントに関する講習(NASVA安全マネジメントセミナー等)



② 運行管理業務の実務研修(適性診断活用講座・バリアフリー研修・事故処理)



③ 運行管理者一般講習(内製化)

④ 新人運行管理者の基礎研修

(2) 新人運転士

① 研修・教育センターによる新人教育プログラムに基づく机上教習および実技教習



②養成採用の新人運転士に対し小型訓練車(マニュアル車)での実車教習
(基本的な運転操作を学ぶ)



③運転シミュレータや安全運転訓練車を活用した教育指導



④外部機関での実技訓練

(3)運転士

①バス運転者技能研修(外部機関研修・ひたちなか研修)



②50歳以上の運転士を対象とした外部講師によるキャリアアップ研修



③勤続1～2年運転士フォロー研修



④指導運転士を対象とした指導者育成研修



⑤適性診断の受診(一般診断・特定診断・初任診断・適齢診断)

⑥国土交通省告示に基づいた、運転者に対して行う指導および監督の指針 13 項目の教育

(4)その他

①安全意識啓発のための講演会・研修会への参加, 外部施設等の見学

②テロ・バスジャック対応訓練および通報訓練(年1回実施)



(5)重大事故等発生時報告体制

安全管理規程 別紙2

10. 輸送の安全に関する内部監査結果(運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため年1回実施)および改善措置 (SOMPOリスクマネジメント(株)により2024年2月14日に実施)

(1) 内部監査結果

提言

- ・「防災の基本方針」の策定ののち、災害想定から具体的対策の検討等、一連の取組を継続的に推進すること。
- ・運行管理者必携に基づく新研修の実施等、新任を中心として管理職に対する教育強化の観点踏まえた取組の推進を継続すること。

(2) 改善措置

- ・上記の内容について、2024年度中に取り組みを図ります。

(3) 営業所帳書類調査

- ・輸送の安全に関する体制が有効に維持されているかを点検し、改善していく事を目的とする。
- ・各営業所を年1回およびその後のフォロー1回実施。

11. 安全統括管理者

取締役 安藤 二郎

12. 事業用自動車に係わる情報

一般乗合	一般貸切	リムジンバス	特定	安全運転訓練車	保有台数合計
618台	16台	187台	19台	5台	845台

13. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について (2024年3月31日現在)

(1) 運転者に係わる情報

①運転士・・・798名 (一般乗合旅客自動車の運転兼務)

(2) 運行管理者および整備管理者に係わる情報

運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
74名	43名	11名	160名

○安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も需要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施

すること。

- 2 持ち株会社および傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 管理の受委託の実施にあたっては、委託者および受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 社長は、前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 社長は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 安全推進部課長は、安全統括管理者の命を受け、事故防止に関する事項を統括する。
 - 3 経営戦略室 課長および事業統括部 課長は、安全統括管理者の命を受け、バス運転に関する事項を統括する。
 - 4 整備課長は安全統括管理者の命を受け、使用車両の整備管理に関する事項を統括する。
 - 5 所長（統括運行管理者）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業

所内を統括し、指揮監督を行う。

- 6 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別紙1および別紙2に定めた組織図による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し、周知を図ること。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目的を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長は、現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙2に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 社長は、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）に定める事故、災害等があった場合には、当該報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて、輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められた場合には、

緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合には、その結果を改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または、前条の内部監査の結果や改善すべき事項があった場合もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 社長は、悪質な法令違反により重大事故を起こした場合には、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 社長は、輸送の安全性の向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則に基づく重大事故情報、その他安全に関する情報について、毎年度、外部に対して公表する。

- 2 社長は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

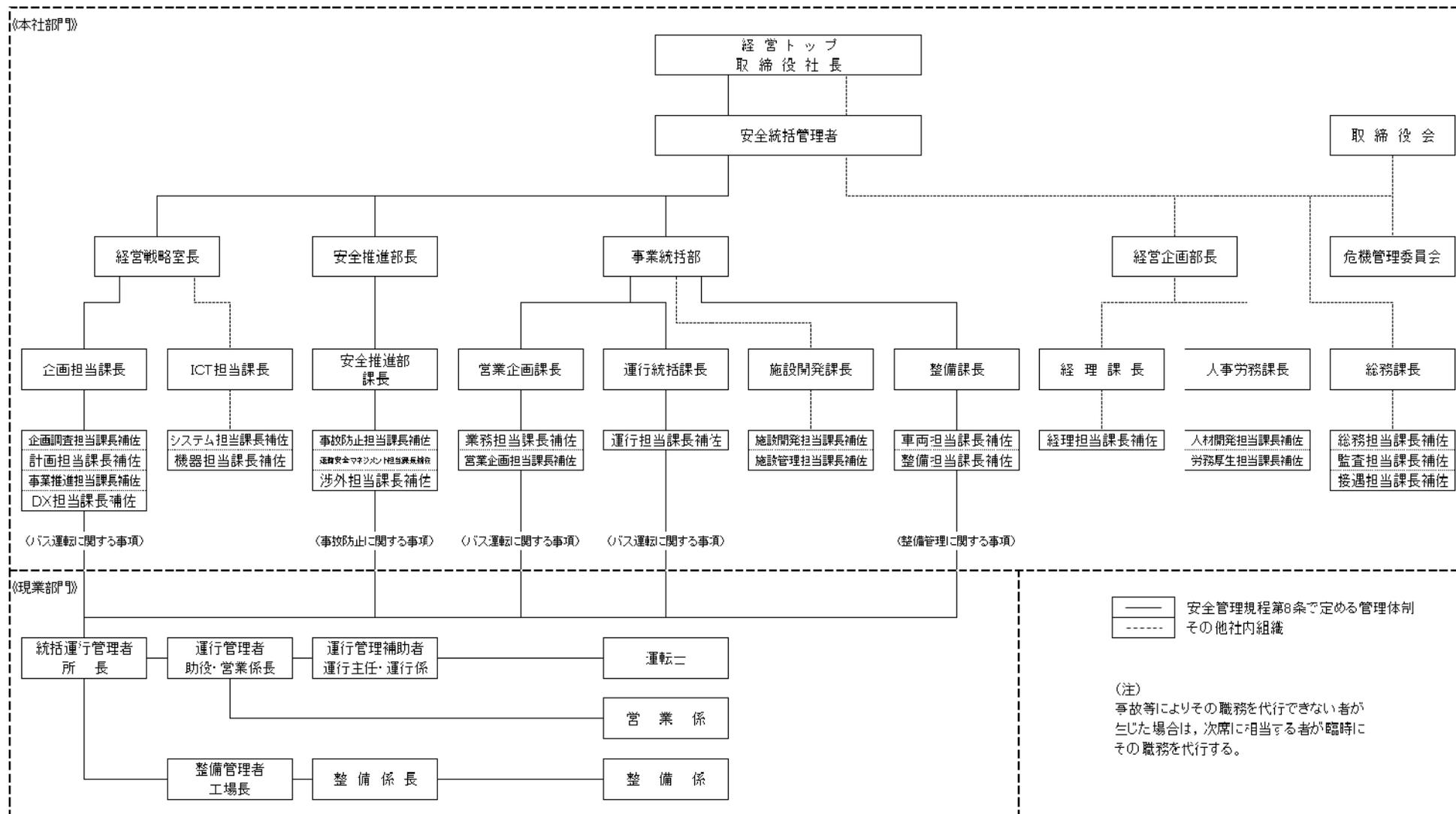
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 社長は、本規程を業務の実態に応じ、定期的におよび適時適切に見直しを行う。

- 2 安全統括管理者は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを3年間保存する。
- 3 前2項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は、別に定める。

安全管理体制組織図

【別紙1】



重大事故等発生時指揮命令系統図

【別紙2】

